



# 特別弔慰金についての説明会を開催します

戦没者のご遺族で2年4月1日現在、公務扶助料、遺族年金などの受給権を有する遺族がいない場合、戦没者の死亡当時、生まれていた遺族で次の1～5の先順位の一に支給されます。

- |                        |   |                                    |
|------------------------|---|------------------------------------|
| 1. 弔慰金受給権者             | 2. 戦没者等の子                               | 3. 戦没者等と生計関係を有し、改氏のない父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 |
| 4. 前記3以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 | 5. 戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族 |                                    |

月日	対象校区	開始時間	会場	
6/2 (火)	金池校区	午前10時	保健所 6階大会議室	
	桃園校区	午後2時		
6/5 (金)	日岡校区	午前10時		
	東大分・長浜校区	午後2時		
6/8 (月)	南大分校区	午前10時		
	荏隈校区	午後2時		
6/9 (火)	東植田校区	午前10時		
	豊府校区	午後2時		
6/12 (金)	賀来校区	午前10時		
	滝尾校区	午後2時		
6/15 (月)	春日校区	午前10時		
	八幡・神崎校区	午後2時		
6/16 (火)	津留校区	午前10時	市役所 8階大会議室	
	大道校区	午後2時		
6/18 (木)	寒田校区	午前10時		
	敷戸・鷺野校区	午後2時		
6/23 (火)	荷揚・城南校区	午前10時		
	明野校区	午後2時		
6/29 (月)	西の台校区	午前10時		
	中島校区	午後2時		
7/1 (水)	植田校区	午前10時		植田市民行政センター
	横瀬校区	午後2時		
7/3 (金)	鶴崎・別保(葛木団地のみ)校区	午前10時	鶴崎市民行政センター	
	松岡校区	午後2時		
7/8 (水)	川添校区	午前10時		
	高田校区	午後2時		

月日	対象校区	開始時間	会場
7/10 (金)	判田校区(下・中判田のみ)	午前10時	大南市民センター
	判田校区(下・中判田以外)	午後2時	
7/15 (水)	坂ノ市校区(久原・細のみ)	午前10時	坂ノ市市民センター
	坂ノ市校区(久原・細以外)	午後2時	
7/17 (金)	別保校区(葛木団地以外)	午前10時	鶴崎市民行政センター
	明治校区	午後2時	
7/22 (水)	一尺屋・佐賀関校区	午後2時	佐賀関公民館
7/29 (水)	大志生木・木佐上・本神崎校区	午後2時	
7/31 (金)	大在校区	午前10時	大在市民センター
	丹生校区	午後2時	
8/5 (水)	宗方校区	午前10時	植田市民行政センター
	野津原地区(東部・西部)	午後2時	
8/7 (金)	吉野校区	午前10時	大南市民センター
	竹中校区	午後2時	
8/19 (水)	三佐校区	午前10時	鶴崎市民行政センター
	大在地区全域	午後2時	
8/21 (金)	佐賀関地区全域	午後2時	佐賀関公民館
8/26 (水)	鶴崎地区全域	午前10時	
8/28 (金)	戸次校区(中戸次のみ)	午前10時	大南市民センター
	戸次校区(中戸次以外)	午後2時	
9/2 (水)	植田地区全域	午前10時	植田市民行政センター
9/3 (木)	野津原地区(中部・今市)	午後2時	
9/16 (水)	大分地区全域	午前10時	市役所 8階大会議室
		午後2時	

※請求期限は5年3月31日までです。

☎ 福祉保健課 ☎537-5737



## 福祉サポート情報

# 困っていること、悩んでいること相談してみませんか!

## 市自立生活支援センターでのサポート

「なかなか仕事が見つからない」「ひきこもりなどで将来の生活が不安」「家賃が払えず家を出なければならぬ」「収入に比べ借金が多くある」など、こんな心配はありませんか。市自立生活支援センターでは、市内居住の生活困窮者(生活保護受給者は除く)を対象に、専門の支援員が無料で相談に応じます。ひとりで悩み、心配ごとなどを抱え込まずに、まずはご相談ください。

- 相談・支援内容: 住居確保給付金の受付、就労準備支援事業、家計改善支援事業など(年齢や相談内容は問いません)
- 受付日時: 月～土曜日(第2・第4月曜日(祝日の場合は火曜日)および祝日、年末年始を除く)午前9時～午後6時
- 相談場所: 市自立生活支援センター(J:COM ホルトホール大分4階(市社会福祉協議会内))

☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

## ひきこもりに関する相談窓口でのサポート

悩みや苦しみを抱え込む前に、上記の市自立生活支援センターや下記の相談窓口でお気軽にご相談ください。

相談内容	相談窓口	受付日時
抑うつなどの精神症状により日常生活に支障をきたしている、強い自殺念慮があるなど	保健所保健予防課 (☎536-2852)	月～金曜日:午前8時30分～午後5時15分
ひきこもり状態にある人への支援方法など	県おおいたひきこもり地域支援センター (☎534-4650)	月～土曜日:午前9時30分～午後5時30分
不登校に関すること	市教育センター エデュ・サポートおおいた (☎533-7744)	月～金曜日:午前9時～午後5時30分 土曜日:午前9時～午後4時45分
	県おおいた子ども・若者総合相談支援センター (☎534-4650)	月～土曜日:午前9時30分～午後5時30分

☎ 生活福祉課 ☎537-5667

# 空き家対策を支援します



## ① 空き家等の改修にかかった経費を補助します

おおむね1年以上使用されていない空き家などをリフォームした場合、改修費の一部を補助します。

### 流通促進タイプ

空き家などをリフォームし、市住み替え情報バンクに登録した場合  
補助金額: 改修にかかった経費の2分の1 (上限25万円)

### 転用促進タイプ

空き家などを福祉・文化活動などの目的で転用するためにリフォームした場合  
補助金額: 改修にかかった経費の2分の1 (上限100万円)

## ② 老朽危険空き家等の除去にかかった経費を補助します

長期にわたって放置されている空き家などが、その周辺の住環境を悪化させている場合、その空き家の所有者が建物を取り壊す際の経費を補助します。

補助金額: にかかった経費の2分の1 (一つの敷地に対し上限100万円)

※①②は予算の範囲内で先着順。事前の申請や相談が必要です。申込みは、住宅課(本庁舎6階)に備え付けの申請用紙(市ホームページからダウンロードも可)に記入し、6月1日(月)から同課へ。

## ③ 空き家相談出張窓口をご利用ください 無料

空き家の管理や活用方法など、空き家問題全般について相談できます。

日時: 毎月第3木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時

場所: J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ

対象者: 空き家の所有者や管理者、将来空き家になる可能性がある家屋の所有者

その他: 事前申込み不要

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、10月以降開催予定です。

# 子育て世帯や高齢者世帯を応援します



## ① 子育て世帯の中古住宅の取得を補助します

18歳未満の子どもを持つ世帯(出産予定を含む)が、大分市住み替え情報バンクに登録されている市内の一戸建て中古住宅を取得する場合、取得費用の一部を補助します。  
補助金額: 上限30万円 ※15万円の加算あり(条件があります。)

## ② 子育て・高齢者・三世帯同居の住宅改修工事の費用を補助します

市内で18歳未満の子どもが居住する世帯または65歳以上の高齢者世帯、三世帯同居世帯が、住環境の向上のために行う改修工事に対し、費用の一部を補助します。

補助金額: 子育て世帯・高齢者世帯…改修にかかった経費の5分の1 (上限30万円)  
三世帯同居世帯…改修にかかった経費の2分の1 (上限75万円)

※①②は予算の範囲内で先着順。事前の申請や相談が必要です。申込みは、住宅課(本庁舎6階)に備え付けの申請用紙(市ホームページからダウンロードも可)に記入し、6月1日(月)から同課へ。

暮らしやすい居住環境づくりのための取り組み

暮らしを支える豊かで良好な居住環境づくりのため、市ではさまざまな取り組みを行っています。

☎ 住宅課 ☎58556012